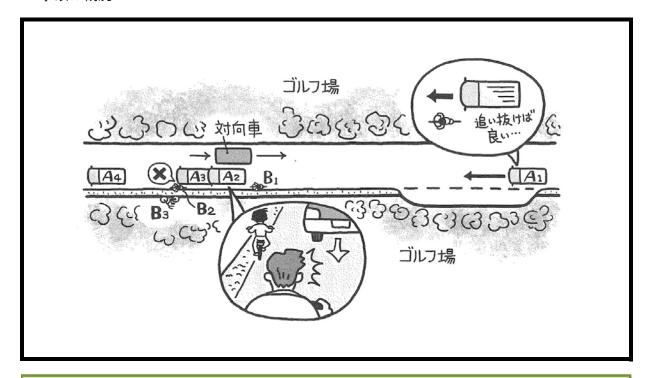
■事故の概況



事故類型:追い抜き時 発生日時:暑い日の午後

当事者A:普通貨物車 20歳代 男性 当事者B:自転車(年齢性別不明)

■ 事故の概要

A車は幅員4.8mの中央線のない道路を時速約30kmで走行していました。この道はゴルフ場を分断するかたちで通っていて両側には木が生い茂っていました。数10m前方をB自転車が道路の最も左から少し中央寄りを走行していました。

AはB車を追い抜こうとそのまま走行し、あと数秒でB車に追いつくというとき、A車の左ミラーがBの背中を直撃しそうなことに気がつきました。Aは右にハンドルを切って、B車を回避しようとしましたが、ちょうどそのとき対向車が来たため、AはB車を回避することができず、左ミラーをBの背中に接触させ、Bを転倒させてしまいました。

■ 事故から学ぶ

今回の事故は、Aの判断ミスが事故の原因です。

道路交通法第28条第4項では、「追い越しをしようとする車両は、反対方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車または路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」とされています。

自動車の運転者の立場からいえば、走行速度や安定度が違う自転車と一緒に走りたくない というのがホンネでしょうが、現状の混合交通社会では、お互いが思いやりをもって安全 に走行しましょう。